

女性首長によるびじょんネットワーク企画選定委員会審査要領

(目的)

第 1 条 この要領は、女性首長によるびじょんネットワーク実行委員会設置要綱（令和元年 8 月 2 日付びね委第 1 号）第 7 条及び女性首長によるびじょんネットワーク企画選定委員会設置要領（令和元年 8 月 2 日付びね委第 1 号）第 2 条（1）及び（2）に定める審査及び選定の方法に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(審査及び選定)

第 2 条 女性首長によるびじょんネットワークの企画、運営等を委託する事業者は、企画提案応募事業者（以下「事業者」と言う。）の中から、審査により決定する。

(審査項目及び審査方法)

第 3 条 審査は、以下審査方法及びの審査項目で行う。

審査は、事業者からの企画提案書及びプレゼンテーションを女性首長によるびじょんネットワーク企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員が審査し、選定委員会委員全員の合計点を算出することにより行う。また、審査は各回毎に定める審査項目に応じ、各審査の着眼点について以下の 5 段階で評価を行うものとする。なお、審査項目の重要度に応じて、評価点に重み付けを行うものとする。

- ・非常に優れている・・・・・・・・・・ 5
- ・優れている・・・・・・・・・・ 4
- ・ふつう・・・・・・・・・・ 3
- ・やや劣る・・・・・・・・・・ 2
- ・劣る・・・・・・・・・・ 1

2 審査項目の合計得点が同点の場合は、選定委員会委員の協議により選定委員会委員長が順位を付し、最上位であったものを業者候補として決定する。

(その他)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 8 月 5 日から施行する。